

五監公告第 3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年1月28日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

環境保全課

3. 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成27年12月25日～平成28年1月26日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ①管理備品における特定計量器について、法令で定められた検定の有効期間が経過したものが見受けられる。適正な管理に努められたい。
- ②補助金関係事務について、申請書や交付決定通知書等の一連の手続きにおいて日付や完了年月日等に整合性がとれていない事例が多数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。
- ③業務委託契約書の記載内容の一部不備が散見される。適正な事務処理に努められたい。
- ④支出伝票と発注書や見積書の日付、金額等に整合性がとれていない事例が散見される。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

ごみの排出量削減と再利用・再資源化の推進等、循環型社会の形成に向けた取り組みが求められている。住民の意識改革と理解が得られるように一層の取り組みを望む。